

※建設省官技発第44号の2
昭和44年5月9日
※建設省官技発第72号
昭和49年4月1日
建設省官技発第133号
昭和51年7月22日
※建設省官技発第105号
昭和52年4月1日
※建設省官技発第63号
昭和54年2月9日
※建設省官技発第87号
昭和55年2月22日
※建設省官技発第412号
昭和56年9月25日
※建設省技調発第506号
昭和60年9月17日
建設省技調発第52号
平成元年2月8日
※建設省技調発第67号
平成6年3月29日
※建設省技調発第111号
平成7年8月7日
建設省技調発第61号
平成9年3月28日
※建設省技調発第84号
平成10年3月26日
※建設省技調発第168号
平成12年11月1日
※国官技第6号
平成13年1月18日
※国官技第350号
平成14年3月18日
※国官技第323号
平成15年3月24日
※国官技第279号
平成17年3月24日
※国官技第250号
平成18年3月24日
※国官技第343号
平成24年3月30日
最終改定 ※国官技第275号
平成26年3月14日

各 地 方 整 備 局 長 }
北 海 道 開 発 局 長 } あて
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所 長 }

国土交通事務次官

土木請負工事工事費積算要領等の一部改定について

土木請負工事工事費積算基準（昭和42年7月20日付建設省官技発第35号建設事務次官通達別紙）の一部を別紙の通り改定し、平成26年4月1日より実施することとしたので通知する。

注）※は、土木請負工事工事費積算基準のみ一部改正。

〔別 紙〕

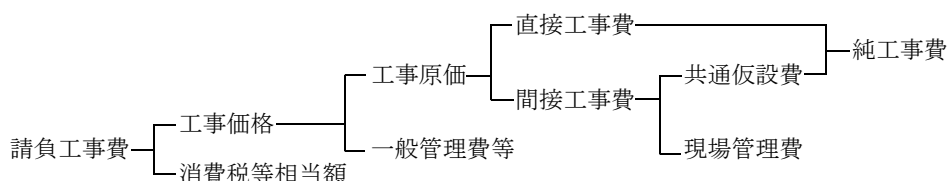
土木請負工事工事費積算要領

(目 的)

第1 この要領は、国土交通省直轄の土木工事を請負施工に付する場合における工事の設計書に計上すべき当該工事の工事費（以下「請負工事費」という。）の算定について必要な事項を定めることにより、請負工事の予定価格の算定を適正にすることを目的とする。

(請負工事費の構成)

第2 請負工事費の構成は、次のとおりとする。



(請負工事費の費目)

第3 請負工事費の費目は、次の各号に掲げるものとする。

一 直接工事費

直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の3要素について積算するものとする。

二 間接工事費

イ 間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類するものとする。

ロ 共通仮設費は、次に掲げるものについて積算するものとする。

(イ) 運 搬 費

(ロ) 準 備 費

(ハ) 事業損失防止施設費

(ニ) 安 全 費

(ホ) 役 務 費

(ヘ) 技術管理費

(ト) 営 繕 費

ハ 現場管理費は、工事施工にあたって、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費とし、現場管理費を構成する各費目について積算するか、又は次の現場管理費率を用いて積算するものとする。

$$\text{現場管理費率} = \frac{\text{現場管理費}}{\text{純工事費}}$$

ただし、純工事費＝直接工事費＋共通仮設費

三 一般管理費等

一般管理費等は、工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用をいい、一般管理費及び付加利益からなり、次の一般管理費等率を用いて積算するものとする。

$$\text{一般管理費等率} = \frac{\text{一般管理費等}}{\text{工 事 原 価}}$$

四 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

(請負工事費積算基準)

第4 請負工事費の積算基準は、別に定めるものとする。

(特 例)

第5 次の各号に掲げる工事については、この要領によらないことができるものとする。

- 一 鋼橋製作等主として工場製作にかかる工事
- 二 設備又は営繕関係を主体とする工事
- 三 前2号以外の工事であって、この要領によることが著しく不適當又は困難であると認められるもの。

附 則

この要領は、昭和42年度予算から適用する。

附 則

この通達による改正後の要領は、昭和51年8月1日から適用する。

附 則

この改正後の要領は、平成元年2月8日以降に行う工事費の算定であって、消費税法（昭和63年法律第108号）の施行に伴い工事費の算定に当たって消費税相当分を考慮するものから適用し、消費税相当分を考慮しないものについては、なお従前の例による。

土木請負工事工事費積算基準

- 1 土木請負工事工事費積算要領（昭和42年7月20日建設省官技第34号。以下「要領」という。）第4の請負工事費積算基準は、この基準の定めるところによる。
- 2 直接工事費にかかる各費目の積算は、次のとおりとする。
 - (1) 材 料 費
材料費は、工事を施工するに必要な材料の費用とし、その算定は次のイ及びロによるものとする。
 - イ 数 量
数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。
 - ロ 価 格
価格は、原則として、入札時における市場価格とするものとする。設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。
 - (2) 労 務 費
労務費は、工事を施工するに必要な労務の費用とし、その算定は次のイ及びロによるものとする。
 - イ 所 要 人 員
所要人員は、原則として、現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに査定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛を使用するものとする。
 - ロ 労 務 賃 金
労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給は、「公共工事設計労務単価」等を使用するものとする。
基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。
 - (3) 直 接 経 費
直接経費は、工事を施工するに直接必要とする経費とし、その算定は次のイからハまでによるものとする。
 - イ 特許使用料
特許使用料は、契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とするものとする。
 - ロ 水道光熱電力料
水道光熱電力料は、工事を施工するに必要な電力、電灯使用料及び用水使用料とするものとする。
 - ハ 機 械 経 費
機械経費は、工事を施工するに必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）で、その算定は請負工事機械経費積算要領（昭和49年3月15日付け建設省機発44号）に基づいて積算するものとする。
- 3 間接工事費にかかる各項目の積算は、次のとおりとする。
 - (1) 共通仮設費
 - イ 運 搬 費
 - (イ) 機械器具の運搬に要する費用
 - (ロ) 現場内における器材の運搬に要する費用
 - ロ 準 備 費
 - (イ) 準備及び跡片付けに要する費用
 - (ロ) 調査、測量、丁張り等に要する費用
 - (ハ) 伐開、整地及び除草に要する費用
 - ハ 事業損失防止施設費
工事施工に伴って発生する騒音、地盤沈下、地下水の断絶等の事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該施設の維持管理等に要する費用
 - ニ 安 全 費
 - (イ) 交通管理に要する費用

- (ロ) 安全施設等に要する費用
- (ハ) 安全管理等に要する費用
- (ニ) (イ)から(ハ)に掲げるもののほか工事施工上必要な安全対策等に要する費用

ホ 役 務 費

- (イ) 土地の借上げに要する費用
- (ロ) 電力、用水等の基本料

ヘ 技術管理費

- (イ) 品質管理のための試験等に要する費用
- (ロ) 出来形管理のための測量等に要する費用
- (ハ) 工程管理のための資料の作成に要する費用
- (ニ) (イ)から(ハ)にまで掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用

ト 営 繕 費

- (イ) 現場事務所、試験室等の営繕に要する費用
- (ロ) 労働者宿舍の営繕に要する費用
- (ハ) 倉庫及び材料保管場の営繕に要する費用
- (ニ) 労働者の輸送に要する費用
- (ホ) 営繕費に係る敷地の借上げ費用

(2) 現場管理費

イ 現場管理費の項目及び内容

(イ) 労務管理費

現場労働者に係る次の費用とする。

- (あ) 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）
- (い) 慰安、娯楽及び厚生に要する費用
- (う) 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用
- (え) 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- (お) 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
- (ロ) 安全訓練等に要する費用
現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用
- (ハ) 租 税 公 課
固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。
- (ニ) 保 険 料
自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く。）、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料
- (ホ) 従業員給料手当
現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与。ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。
- (ヘ) 退 職 金
現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額
- (ト) 法定福利費
現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
- (チ) 福利厚生費
現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用
- (リ) 事務用品費
事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費
- (ヌ) 通信交通費
通信費、交通費及び旅費
- (ル) 交 際 費
現場への来客等の応対に要する費用

- (フ) 補償費
 工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通等による事業損失に係る補償費
 ただし、臨時にして巨額なものは除く。
- (ワ) 外注経費
 工事を専門工事業者等に外注する場合に必要となる経費
- (カ) 工事登録等に要する費用
 工事実績の登録等に要する費用
- (ヨ) 雑費
 (イ)から(カ)までに属さない諸費
- ロ 現場管理費の算定
 - (イ) 現場管理費は別表第1の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内とする。
 - (ロ) 2種以上の工種からなる工事については、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとし、また、工事条件によっては、工事名にとらわれることなく工種を選定するものとする。
- ハ 現場管理費率の補正
 - (イ) 施工時期、工事期間等による取扱い
 施工時期、工事期間等を考慮して、別表第1の工種別現場管理費率標準値を2%の範囲内で適切に補正することができる。
 - (ロ) 施工地域、工事場所による取扱い
 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正については別に大臣官房技術審議官が定める。
- ニ 支給品の取扱い
 資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。
- 4 一般管理費等にかかる各費目の積算は、次のとおりとする。
 - (1) 一般管理費の項目及び内容
 - イ 役員報酬
 取締役及び監査役に対する報酬
 - ロ 従業員給料手当
 本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与
 - ハ 退職金
 退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金
 - ニ 法定福利費
 本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額
 - ホ 福利厚生費
 本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用
 - ヘ 修繕維持費
 建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
 - ト 事務用品費
 事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
 - チ 通信交通費
 通信費、交通費及び旅費
 - リ 動力、用水光熱費
 電力、水道、ガス、薪炭等の費用
 - ヌ 調査研究費
 技術研究、開発等の費用
 - ル 広告宣伝費
 広告、公告、宣伝に要する費用

ヲ 交 際 費

本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用

ワ 寄 付 金

カ 地 代 家 賃

事務所、寮、社宅等の借地借家料

ヨ 減価償却費

建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額

タ 試験研究費償却

新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額

レ 開発費償却

新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額

ソ 租 税 公 課

不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課

ツ 保 険 料

火災保険及びその他の損害保険料

ネ 契約保証費

契約の保証に必要な費用

ナ 雑 費

電算等経費、社内打ち合せ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用

(2) 付 加 利 益

イ 法人税、都道府県民税、市町村民税等

ロ 株主配当金

ハ 役員賞与金

ニ 内部留保金

ホ 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

(3) 一般管理費等の算定

一般管理費等は、(1)及び(2)の額の合計額とし、別表第2の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

(4) 一般管理費等率の補正

イ 前払金支出割合の相違による取扱い

前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第3の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を(3)で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。

ロ 支給品等の取扱い

資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。

5 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

6 材料等の価格等の扱いは、次のとおりとする。

工事原価に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税等相当分を含まないものとする。

7 工事設計書の様式（電子計算機により出力される場合の様式を含む。）は、別に大臣官房技術審議官が定める。

附 則 [抄]

- 1 この基準は、昭和42年度予算から適用する。

別表第1

工種別現場管理費率標準値

第1表

工種区分	純工事費	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	
	適用区分	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	
		A	b		
河川工事		38.13	862.8	-0.1979	14.28
河川・道路構造物工事		25.89	40.0	-0.0276	22.58
海岸工事		24.58	78.3	-0.0735	17.07
道路改良工事		29.53	57.8	-0.0426	23.91
鋼橋架設工事		36.07	81.6	-0.0518	27.89
P・C橋工事		27.79	88.1	-0.0732	19.33
舗装工事		36.27	480.3	-0.1639	16.08
砂防・地すべり等工事		40.98	987.6	-0.2019	15.05
公園工事		38.88	293.3	-0.1282	20.58
電線共同溝工事		53.77	1,686.2	-0.2186	18.18
情報ボックス工事		48.51	1,214.2	-0.2043	17.60

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

工種区分	純工事費	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	
	適用区分	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	
		A	b		
道路維持工事		47.02	264.7	-0.1191	29.51
河川維持工事		38.42	142.6	-0.0904	26.97

第3表

工種区分	純工事費	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	
	適用区分	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	
		A	b		
共同溝等工事	(1)	45.93	290.8	-0.1145	25.04
	(2)	35.00	85.9	-0.0557	26.06
トンネル工事		41.15	159.6	-0.0841	26.35
下水道工事	(1)	30.29	35.3	-0.0095	28.80
	(2)	34.43	166.3	-0.0977	20.52
	(3)	29.71	38.7	-0.0164	27.24

第4表

工種区分 適用区分 純工事費	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	下記の率とする	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
コンクリートダム	21.73	229.7	-0.1208	15.47
フィルダム	31.70	123.8	-0.0698	26.05

(2) 算定式

$$J_0 = A \cdot N_p^b \quad \text{ただし} \quad J_0 : \text{現場管理費率} (\%)$$

$$N_p : \text{純工事費} (\text{円})$$

$$A, b : \text{変数値}$$

(注) J_0 の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表第2

一般管理費等率

(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	14.38%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.22%

(2) 算定式

[一般管理費等率算定式]

$$G_p = -2.57651 \times \text{LOG}(C_p) + 31.63531 (\%)$$

ただし、 G_p : 一般管理費等率 (%)

C_p : 工事原価 (単位 ; 円)

(注) G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表第3

一般管理費等率の補正

前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01

(注) 別表第2で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

建設省官技発第 253 号
昭和 52 年 6 月 20 日
最終改正 国官技第 275 号の 2
平成 26 年 3 月 14 日

内閣府
沖縄総合事務局長 あて

国土交通省大臣官房技術審議官

土木請負工事工事費積算要領等の一部改定について

土木請負工事工事費積算基準（昭和42年7月20日付建設省官技発第35号建設事務次官通達別紙）の一部を別紙の通り改定し、平成26年4月1日より実施することとしたので、貴局におかれてもこれに準拠されたい。

最終改正 国 官 技 第275号の3
平成 26 年 3 月 14 日

各都道府県土木（土木建築）部長
政令指定都市建設（土木・道路）部局長 }あて

国土交通省大臣官房技術審議官

土木請負工事工事費積算要領等の一部改定について

土木請負工事工事費積算基準（昭和42年7月20日付建設省官技発第35号建設事務次官通達別紙）の一部を別紙の通り改定したので参考までに送付する。
なお、貴管内の市町村へ周知方お願いする。

最終改正 国 官 技 第 275 号の 4
平成 26 年 3 月 14 日

東日本高速道路株式会社技術環境部長
中日本高速道路株式会社環境技術部長
西日本高速道路株式会社建設事業本部建設事業部長
首都高速道路株式会社技術部長
阪神高速道路株式会社技術部長
本州四国連絡高速道路株式会社安全技術部長
独立行政法人水資源機構技術管理室長
日本下水道事業団技術戦略部長
独立行政法人都市再生機構技術調査室長 }あて

国土交通省大臣官房技術審議官

土木請負工事工事費積算要領等の一部改定について

土木請負工事工事費積算基準（昭和42年7月20日付建設省官技発第35号建設事務次官通達別紙）の一部を別紙の通り改定したので参考までに送付する。